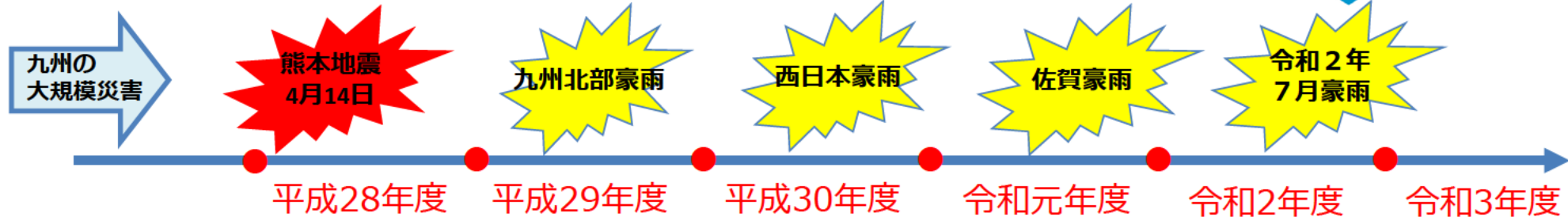


これまでに実施した支援

4. 主な動きと九州経済産業局の取組

年 月	内 容
平成28年4月14日	(前震発生)
平成28年4月14日	九州経済産業局災害対策本部を設置
平成28年4月15日	熊本県全域に災害救助法適用 九州経済産業局はじめ支援機関に特別相談窓口設置
平成28年4月16日	(本震発生)
平成28年4月17日	熊本県庁内に設置された現地対策本部に職員を派遣
平成28年4月18日	避難所や自治体の実態把握のため、当局職員による現地調査を実施（～5月14日）
平成28年4月20日	熊本市と八代市に職員を派遣（熊本市は5月17日、八代市は5月13日まで）
平成28年4月26日	「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を激甚災害（本激）として指定
平成28年5月31日	「平成28年度熊本地震復旧等予備費（経済産業省関係）」の概要公表 熊本地震からの復興に向けた取組の本格化に対応するため、当局に復興推進室を設置
平成28年5月～8月	ワンストップ相談会開催（詳細は19頁参照）
平成28年9月26日	グループ補助金第1回交付決定（令和2年10月30日に全ての交付決定完了。）
平成29年6月30日	中小企業庁、熊本県、中小企業基盤整備機構九州、日本貿易振興機構熊本と九州経済産業局の5者で、「熊本県中小企業等支援に関する連携協定」を締結
平成29年7月14日	グループ補助金の交付決定者に対してアンケート調査実施（以降、毎年実施）
平成31年3月27日	地震発生後3年目を迎えるに際し「復興事例集」を作成し、復興に向けた各事業者の取組を紹介

5. 熊本地震被災事業者を対象に実施してきた主な支援



－熊本地震被災事業者を対象に実施してきた主な支援－

【相談対応】

特別相談窓口

p19 ワンストップ特別相談会

【施設・設備復旧】

p20 中小企業等グループ補助金

p21 小規模事業者持続化補助金（熊本地震型）

p22 商店街震災復旧等事業

p23 中小企業組合共同施設等復旧事業

p26 仮設店舗整備（中小企業基盤整備機構の事業）

【金融支援】

p24 セーフティネット保証4号

p24 平成28年熊本地震特別貸付

p24 小規模事業者経営改善資金融資事業(マル経融資)

【観光支援】

p27 九州ふっこう割（観光庁事業）

① ワンストップ特別相談会の開催

- ✓ 平成28年5月18日から8月10日までの間、被害の特に大きかった南阿蘇村、益城町、西原村等12市町村（熊本県内11市町村、大分県内1市）で、中小企業基盤整備機構、日本政策金融公庫等と協力し、中小・小規模事業者の経営・資金繰り等の相談を受け付ける「ワンストップ特別相談会」を開催（回数：173回、相談件数：延べ1,254件）。

市町村名	会場名
南阿蘇村	長陽保健センター、南阿蘇村商工会
益城町	肥後銀行木山支店、公民館きやま座、益城町商工会
西原村	西原村生涯学習センター（山河の館）
菊陽町	菊陽町商工会
阿蘇市	阿蘇市役所、阿蘇草原保全活動センター、阿蘇市農村改善センター
菊池市	菊池市商工会
大津町	大津町生涯学習センター、大津町商工会
宇土市	宇土市商工会
嘉島町	嘉島町商工会
御船町	御船町商工会
宇城市	宇城市商工会
大分県 由布市	由布市コミュニティセンター



阿蘇市商工会における
相談会場の様子

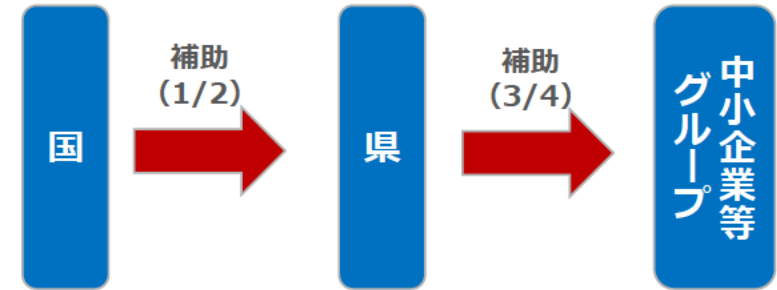
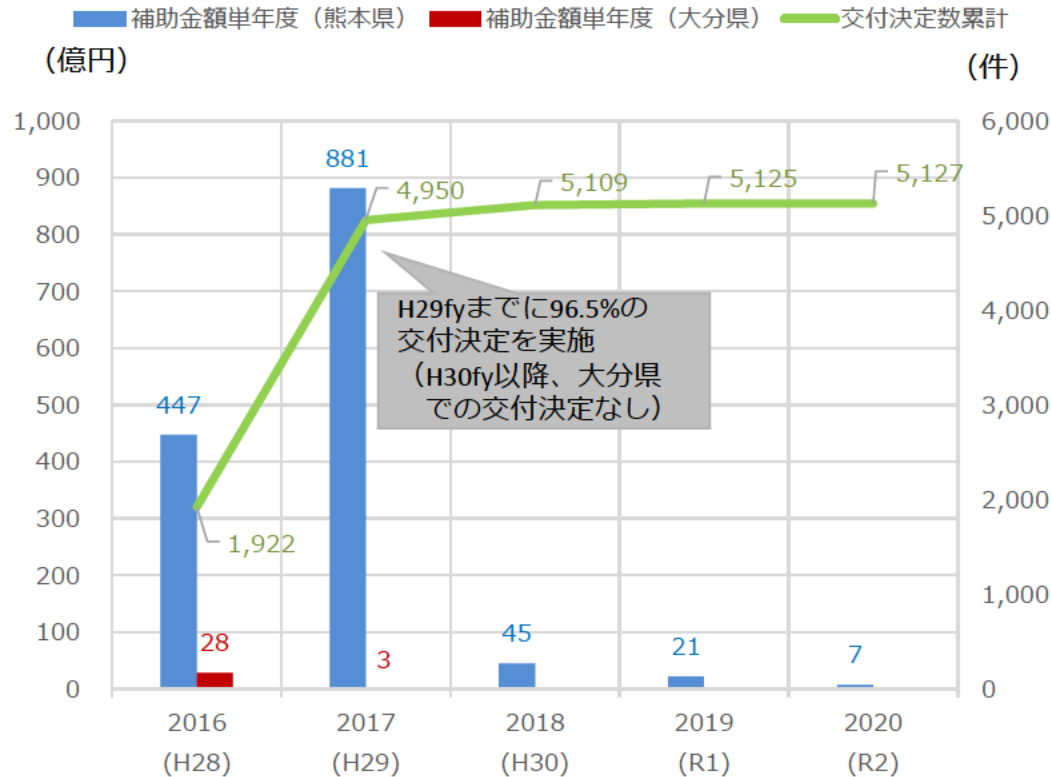


長陽保健センターにおける相談会場の様子

② 中小企業等グループ補助金

- ✓ グループ補助金は、**中小企業等がグループを組んで復興事業計画を作成し、県の認定を受けた場合に、施設・設備の復旧を支援**するもの。なお、原状回復に必要な費用を上限として、新分野需要開拓等の新たな取組（新商品製造ラインへの転換等）への費用も補助。
（補助率：国費・県費合わせて3/4（中小企業等以外は1/2））
- ✓ 令和2年10月に**累計519グループ、5,127件、約1,432億円の交付決定を完了**。
令和3年3月末現在、2件の事業（公共工事の影響から遅延）を残し、工事完了済み。

グループ補助金 執行状況
(平成28年9月～令和2年10月)

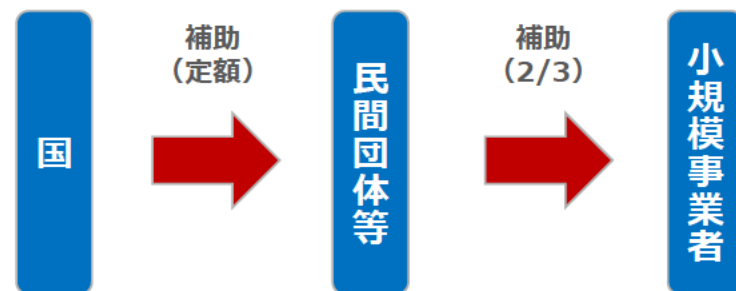


県名	グループ数	交付決定件数	補助金総額 (億円)	うち国費 (億円)
熊本県	503	4,879	1,401	934
大分県	16	248	31	21
合計	519	5,127	1,432	955

③ 小規模事業者持続化補助金（熊本地震型）

- ✓ 小規模事業者が商工会・商工会議所と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取り組む際に必要な経費の2/3を補助（予備費25億円、平成28年度第2次補正予算120億円の内数）。
- ✓ 予備費では九州各県が対象。平成28年度第2次補正予算では熊本県、大分県の一部地域が対象。
（注）・補助額上限：熊本、大分県に所在する事業者は上限200万円、その他地域は上限100万円）
 ・大分県の一部地域：別府市、日田市、竹田市、宇佐市（旧院内町、旧安心院町のみ）、由布市、九重町、玖珠町
- ✓ 九州7県で2,625件（うち熊本県2,470件、大分県117件）の被災小規模事業者を支援。

県名	平成28年度	平成29年度	交付決定数 合計
福岡県	12	—	12
佐賀県	1	—	1
長崎県	2	—	2
熊本県	1,300	1,170	2,470
大分県	95	22	117
宮崎県	13		13
鹿児島県	10		10
計	1,433	1,192	2,625



補助対象者：熊本地震で被害を受けた小規模事業者
 対象経費：商工会・商工会議所の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓等に取り組む費用

④ 商店街震災復旧等事業

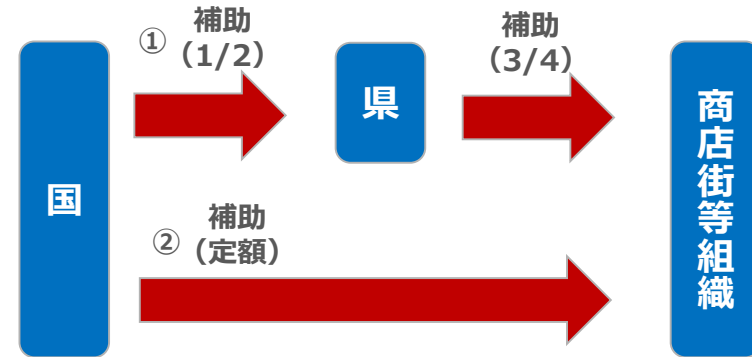
- ✓ 被災した熊本県の商店街の早期回復を目指し、ハード・ソフトの両面から支援（予備費 1.1 億円）。
- ✓ ハード面（商店街復旧事業）では、被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等に要する費用の 3 / 4（国が 1 / 2、県が 1 / 4）を補助。
- ✓ ソフト面（商店街にぎわい創出事業）では、商店街等に人が集まり、活気を取り戻すためのイベント等を実施する取組を支援（定額、上限 100 万円）。
- ✓ ハード面は 27 件採択、ソフト面は 110 件採択。

①ハード面（商店街復旧事業）

県名	平成28年度
熊本県	27

②ソフト面（商店街にぎわい創出事業）

県名	平成28年度
熊本県	110



対象経費：

- ①ハード面：被災したアーケードの撤去・改修、共同施設の改修・建替え、街路灯等の設備の改修等にかかる費用
- ②ソフト面：商店街のにぎわいを取り戻すための事業の実施にかかる費用

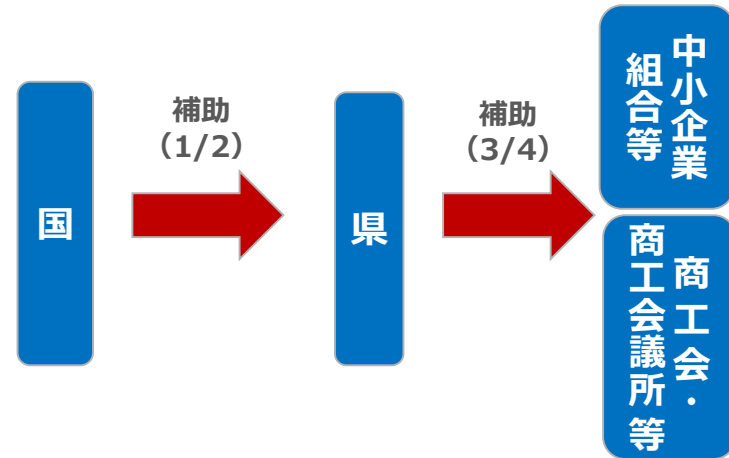
⑤ 中小企業組合共同施設等復旧事業

- ✓ 被災した熊本県の中小企業組合等が行う共同施設等の災害復旧事業に要する費用の3/4（国が1/2、県が1/4）を補助。
- ✓ 中小企業組合等については、製造業、物流業、商業等に係る8件を支援。
- ✓ 商工会、商工会議所等については、24件を支援。

① 中小企業組合等※

県名	平成28年度
熊本県	8

※中小企業等協同組合法による事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会及び中小企業団体の組織に関する法律による協業組合、商工組合、商工組合連合会



② 商工会、商工会議所等

県名	平成28年度
熊本県	24

補助対象者：事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商工会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会
対象経費：施設費、設備費 等

⑥ 被災中小企業・小規模事業者への資金繰り支援（金融支援）

(1) セーフティネット保証 4号

信用保証協会が通常の保証とは別枠で借入額の100%を保証する対象地域を、熊本県はもとより、観光産業を中心に影響が広がる九州地方の各県に順次拡大※して実施（指定期間は令和2年6月14日まで延長）。

※対象地域：熊本県、大分県、鹿児島県、長崎県、宮崎県、佐賀県

保証承諾実績（信用保証協会）

件数：7,253件 金額：1,118億円（令和3年2月末）

(2) 平成28年熊本地震特別貸付

日本政策金融公庫・商工組合中央金庫が実施している災害復旧貸付等を拡充し創設。これにより、直接被災事業者のみならず、その取引先の間接被害者や九州地方で風評被害を受けた事業者にも対象を拡充し、貸付金利を引下げ。

貸付実績（日本政策金融公庫・商工組合中央金庫）

件数：18,388件 金額：2,434億円（令和3年2月末）

(3) 小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）

被害を受けた小規模事業者の資金繰りを支援するためのマル経融資の災害対応特枠。貸付限度額について別枠として1,000万円措置するとともに、貸付金利について別枠1,000万円の範囲内で、当初3年間、通常の金利から直接被害0.9%、間接被害0.5%引下げ。

⑦ その他支援策

(1) 地域未来投資促進法に基づく地域未来投資促進税制

「生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域」（熊本地震：対象地域「熊本県」）として、本課税特例を受けるための要件「先進性を有すること」の充足を不要とし、設備投資にあたり本特例を活用しやすくすることで災害復興を支援。（令和2年度末まで）

(2) 補助金の申請期限延長

公募中の補助金（小規模事業者持続化補助金、地域創業促進支援事業、地域商業自立促進事業、戦略的基盤技術高度化支援事業 等）の公募期間を延長。

(3) 被災地域石油製品販売業早期復旧支援事業

熊本地震の被災地域の早期復旧、生活再建に必要なSS（サービスステーション）の機能回復のため、被害を受けたSSについて、計量機、防災塀、燃料タンク等の設備の補修又は入換工事に要する費用の3/4を補助。

(4) 九州地域のよろず支援拠点によるサポート体制強化

熊本地震により被害を受けた中小企業・小規模事業者等の経営課題解決を支援するため、九州地域のよろず支援拠点のコーディネーターを増員。

(参考) 仮設店舗整備 (中小企業基盤整備機構の事業)

- ✓ 中小機構は、被災した事業者の事業再開を支援するため、被災市町村向けに仮設店舗整備への助成及び、技術面、運営面の助言を実施。
- ✓ 仮設施設は計6地区設置され、うち3地区が被災市町村で運営継続中。
(内訳：益城町3、西原村1、南阿蘇村2)
- ✓ 入居枠は最大で49枠 (内訳：益城町29、西原村7、南阿蘇村13)

(令和3年3月31日時点)

■ 益城町 木山地区

入居枠：7
設置期間：
H29.1.10～



■ 南阿蘇村 久石地区

入居枠：8
設置期間：
H29.4.10～



■ 益城町 テクノ仮設住宅地区 (撤去済)

入居枠：7
設置期間：
H28.9.1～R2.9.30



■ 南阿蘇村 河陽地区

入居枠：5
設置期間：
H29.3.17～



■ 益城町 惣領地区 (撤去済)

入居枠：15
設置期間：
H28.6.25～H29.10.31



■ 西原村 小森地区 (撤去済)

入居枠：7
設置期間：
H29.2.15～R2.2.14



- ✓ 平成28年5月、政府一丸となって取り組む「九州の観光復興に向けての総合支援プログラム」が決定され、その事業の一つとして「九州観光支援のための割引付旅行プラン助成制度」が創設（通称「九州ふっこう割」）。

「九州ふっこう割」の概要

- ・ 全体事業費180.3億円（九州旅行商品の割引原資に150億円、情報発信に9億円を活用）。
- ・ 情報発信においては、より迅速かつ効果を高めるため、九州一体となったプロモーションを展開。
- ・ 海外向けは韓国・台湾・中国・香港の4市場を中心に、市場に応じたメディアを選択し、正確な情報を発信。風評被害の早期払拭に努めた。

「九州ふっこう割」の成果

- ・ 宿泊者数は約272.4万人泊（うちインバウンドは約20%の51.2万泊）となり事業目標150万人を大きく上回る（目標の1.8倍）。
- ・ 旅行消費効果は、約600億円。事業費に対して3.3倍以上の経済効果。